

横浜市交通局機械設備工事 特則仕様書

令和4年10月

本書の取扱について

1 本書の構成

この「横浜市交通局機械設備工事特則仕様書」は、横浜市交通局工務部及び技術管理部が所管する機械設備工事に適用されるもので、「工事請負契約約款」に定める仕様書の一部として、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」とともに、一体の仕様を構成するものです。

内容としては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に定められた各事項について、追加・訂正及び補足する事項をまとめた「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」に準拠した内容であり、交通局用に一部追加・訂正及び補足したものです。

2 本書の見方

「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に対応し明記している。

(例)

第 編
第 章
第 節

2.4 ← この見出し番号は第2編の第4番目の項目を示す。

雑材料
(2.2.27) ← 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を改訂及び補足する場合の該当見出し番号を示す。ただし、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」にない「節」を追加する場合は、() の番号は掲載しない。

3 凡例

「機特仕」	「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」の略称
「建特仕」	「横浜市建築局建築工事特則仕様書」の略称
「電特仕」	「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書」の略称
「交建特仕」	「横浜市交通局建築工事特則仕様書」の略称
「機施工マニュアル」	横浜市建築局監修「機械設備工事施工マニュアル」の略称
「電施工マニュアル」	横浜市建築局監修「電気設備工事施工マニュアル」の略称
「共 仕」	国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」の略称
「建共仕」	国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」の略称
「電共仕」	国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」の略称
「標準図」	国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」
「改共仕」	国土交通省大臣官房官庁営繕部 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」の略称
「建改共仕」	国土交通省大臣官房官庁営繕部 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」の略称
「電改共仕」	国土交通省大臣官房官庁営繕部 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」の略称

第1編 一般共通事項

第1章 一般事項

第1節 総 則

1.1

仕様書の適用範囲
(1.1.1)

図面、特記仕様書及び現場説明書に記載してある事項のほか、この「横浜市交通局特則仕様書」、「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」による。また、「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」の記述については、『建築局』を『交通局』、『横浜市長』『建築局長』を『横浜市交通事業管理者』と読み替えるものとする。

1.2

設計図書の優先順位

設計図書の優先順位は、次のとおりとする。

仕様書等	機械設備工事	昇降機設備工事
現場説明に対する質問回答書	1	1
現場説明書	2	2
特記仕様書（図面記載のもの及び別冊を含む）	3	3
設計書及び図面	4	4
横浜市交通局エレベーター設置工事共通仕様書		5
横浜市交通局エスカレーター設置工事共通仕様書		
横浜市交通局機械設備工事特則仕様書	5	6
横浜市建築局機械設備工事特則仕様書	6	7
横浜市建築局電気設備工事特則仕様書		
横浜市建築局監修「機械設備工事施工マニュアル」	7	8
横浜市建築局監修「電気設備工事施工マニュアル」		
国土交通省大臣官房官庁営繕部 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」及び「機械設備工事施工監理指針」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」及び「電気設備工事施工監理指針」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」	8	9

1.3

用語の定義
(1.1.2)

「監督員」とは、「横浜市契約規則」による監督職員等をいい、「横浜市交通局請負工事監督事務取扱規程」及び「横浜市交通局請負工事監督事務取扱要綱」による総括監督員、主任監督員、担当監督員及び委託監督員をいう。

1.4

契約不適合点検

工事対象物引き渡しの日から起算して10ヶ月経過し12ヶ月経過する日の14日前の期間に、「交通局建築工事、電気・機械設備工事、検修設備工事及び地下鉄車両製造契約不適合の点検及び修補の確認実施要領」により、担当職員又は担当係長が行う点検に立会う。

第2節 工事関係図書

1.5

工事関係提出書類

請負人は、次による工事関係書類を隨時提出するものとする。また、提出書類は当局書式のものとし、監督員の指示を受けるものとする。なお、機械設備工事が建築工事等に含まれる場合は、監督員の指示により省略することができる。

工事着手前		工事施工中	
工事着手届出書	1部	工事進捗状況報告書（工事月報）	1部
請負代金内訳書	1部	週間工程表	1部
工程表	1部	工事材料検査または 一工程ごとの施工確認申請書	2部
現場代理人等選定通知書	1部	工事施工・機器製作承諾図	2部
専門技術者選定通知書	1部	立会検査申請書	1部
		工事日報・作業予定日報	1部
公共工事前払金請求書	1部	工事等責任者等選定通知書	2部
		電気使用願書、火気使用届出書	2部
		工事写真	1部
工事施工前		現場休業届出書	
施工体制台帳	2部	工事出来型部分検査申請書	1部
施工体系図			
下請契約調書			
建設業退職金共済証紙購入状況 等報告書	1部	部分払請求書	1部
遅延理由書		指定部分に係る工事完成通知書	1部
		指定部分に係る工事目的物引渡書	1部
統括安全衛生責任者等の届出書	1部	指定部分に係る工事完成払請求書	1部
各施工計画書（承諾願い）	2部	事故報告書	1部
工事用材料等承諾願書	2部	損害状況通知書	1部
産業廃棄物処理（計画・報告）書 ※ 報告書は完成時に1部提出	2部	賃金または物価の変動に基づく請負 代金変更請求書	1部
工事コリンズ登録提出書	1部	臨機装置通知書	1部
		工事完成期限延長申請書	1部

工事完成後		その他の	
工事完成通知書	1部	監督員の指示によるもの	一
工事目的物引渡書	1部	監督員の指示に	
完成払請求書	1部		

第3節 機材及び材料

1.6

機材の検査に 伴う試験 (1.4.6)

共通仕様書にない機器のうち電気ボイラ等の試験は次による。

機材		試験項目
給排水衛生 設備工事用 機材	電気浴用二段釜 電気温水ボイラー 電気瞬間湯沸器	能力・水圧・動作・絶縁抵抗及び耐電圧 同 上 同 上

第7節 完成図書

1.7

完成図書
その他
(1.7.1)

請負人は工事目的物引渡しの時、次の物品に目録を添付し監督員の指示により引渡すものとする。また、機械設備工事が建築工事等に含まれる場合は、監督員の指示により一部省略できるものとする。

1 完成図書類

- (1) 完成図・施工図原図（A3版）1部 ※電子納品を行わない場合に限る
- (2) 完成図・施工図二つ折り製本（A4版）2部
- (3) 官公署届出書（A4パイプファイル）1部
 - * 官公署届出一覧表
(申請・届出書名称、提出者、提出先、保管種別、関係適用法令等を記載する)
 - * 官公署届出書副本・控え等
- (4) 主要機器完成図（A4パイプファイル）2部
 - * 官公署届出一覧表
 - * 官公署届出書副本写し（写しの綴じ込みは1部のみとする）
 - * 緊急連絡先一覧表
 - * 工事関係者及び製造者一覧表
 - * 機器一覧表（当局書式による）
 - * 機器完成図（各配置図を添付）
 - * 機器取扱説明書及び保守指導案内書（メーカー標準）
 - * 機器性能試験成績表及び試運転データ
 - * 予備品リスト
 - * 備品・保守工具リスト
- (5) 全体設備詳細取扱説明書及び保守指導案内書 2部
- (6) 完成写真 1部
- (7) 工事写真 1部
- (8) 機械設備機器・器具一覧表データ
- (9) 上記完成図書類及び工事関係提出書類に係る全てを電子データ（PDF形式）にし納品する。また、CALS/ECによる電子納品については、横浜市建築局機械設備工事特則仕様書(7.1)を参照のこと。

2 備品・予備品類

- 3 維持管理に必要なもの
- 4 その他監督員の指示するもの

1.8

掲示板及び配
管色別標示板

監督員の指示により、ポンプ室または機械室内に本工事及び本工事に関連のある配管等の「系統図」及び「取扱い注意事項」等を書いた掲示板及び配管色別標示板を取付ける。

1.9

完成引渡し等

完成引渡しは、引渡しに必要な書類及び管理する上での要点をまとめた保守指導に関する案内書の作成、運転指導等の業務を行わなければならない。

1 装置、機器の説明

系統図、フローシート等による装置の説明及び機器類の取扱い説明をする。

2 設計関係事項

室内温湿度条件、ゾーニング、風量バランス、冷温水及び空気等の温度条件及び量、並びに自動制御のプログラム等を説明する。

3 施工状況

天井内、床下、壁中、地中及び隠ぺい部分の主要箇所の施工状況を施工図、工事写真等によって説明し、特に保守上注意する要点等について説明する。

4 運転指導

計器の指示点及び設定点、弁及びダンパーの開度のマーク等を説明する。また、運転中の機器の温度、振動及び騒音等も注意を要する点も説明する。

5 保守・管理上必要な事項

潤滑油等の注油間隔、消耗品の種類、法規関係等、保守及び管理上必要な点について説明する。

6 主要機器類の連絡先等

主要機器の製造者、住所及び連絡先並びに非常時の連絡体制等一覧表にしたものを持
示し説明する。

7 完成引渡しを要する図書

1.7(完成図書その他)に記載するもの。

8 予備品及び工具類

明細書と共に箱等に入れて引渡しをする。

第2編 共通工事

第2章 配管工事

第6節 勾配、吊り及び支持

2.1

勾配

(2.6.2)

地下鉄地下駅内は土木躯体の縦断面方向に2‰の勾配があるため、排水管の施工には、
注意すること。